

# 仙台市こどもホスピス施設整備・運営支援事業募集要項

## 第1章 事業の概要

### 1. 趣旨

医療の進歩により、小児がんや難病などの疾病等により生命を脅かされる状態（Life-Threatening Conditions）にあるこども（以下、「LTC のこども」という。）（※1）が、住み慣れた地域で生活を継続できるようになりつつある一方、断続的な入院や通院により、学びや遊び、他のこどもとのふれあいの機会が制限されているほか、家族が十分に休息できないなど、日常生活や社会生活への支障が存在している。

こうした現状を踏まえ、LTC のこどもとその家族の社会的・心理的孤立を防ぎ、地域で安心して過ごせる環境を整備するため、市有地の貸付を受けて地域型こどもホスピス（※2）の施設の整備、施設の管理及び事業運営を行う事業者を募集するもの。

（※1）国の公表資料では、LTC のこどもは全国で約2万人とされており、これを本市の人口で換算すると、市内のLTC のこどもは約200人弱と推計される。

（※2）国の子ども・子育て支援等推進調査研究事業により、主たる運営財源が診療報酬による「医療型」、障害福祉サービス等による「福祉型」、寄付や助成金等による「地域型」の3類型に整理されている。

### 2. 施設に求める役割

LTC のこどもの発達段階やライフステージ等に合わせたQOLの向上や家族の安らぎの確保、LTC のこどもと家族が社会とのつながりを保つ機会の創出を目的として、こどもホスピスとして相応しい施設を整備し、適切な管理を行うとともに、施設を活用して、こどもとしての体験の機会の確保や本人・家族への相談援助、落ち着いて安らげる場所の提供、見守りなどの必要な支援を提供すること。

### 3. 参加要件

参加要件として、（1）から（9）の参加要件を全て満たす者とする。

- （1）当該事業について十分な理解と熱意を有し、事業実施に必要な資力、信用、技術的能力、管理能力を有する法人であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- （3）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- （4）仙台市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （5）仙台市内に本社（店）、支社（店）または事務所があること。

- (6) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中または更生手続中でないこと。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。
- (9) 本市又は他自治体から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けてから 3 年を経過しないもの。

#### 4. 事業スケジュール（予定）

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| (1) 企画提案募集開始            | 令和 8 年 5 月 27 日（水）      |
| (2) 現地見学会申込期限           | 令和 8 年 6 月 10 日（水） 17 時 |
| (3) 現地見学会               | 令和 8 年 6 月 12 日（金）      |
| (4) 説明会申込期限             | 令和 8 年 6 月 23 日（火） 17 時 |
| (5) 説明会（ <u>参加必須</u> ）  | 令和 8 年 6 月 25 日（木）      |
| (6) 質問受付期限              | 令和 8 年 6 月 30 日（火） 17 時 |
| (7) 質問に対する回答            | 令和 8 年 7 月 3 日（金）       |
| (8) 参加表明書等提出期限          | 令和 8 年 7 月 9 日（木） 17 時  |
| (9) 企画提案書等提出期限          | 令和 8 年 8 月 5 日（水） 17 時  |
| (10) 企画提案の審査（プレゼンテーション） | 令和 8 年 8 月 28 日（金）      |
| (11) 選考結果の通知（予定）        | 令和 8 年 8 月 31 日（月）      |

## 第 2 章 事業条件

事業計画の応募にあたっては、前章の「1. 趣旨」「2. 施設に求める役割」を十分理解し、次の「1. 基本的な考え方」「2. 公募条件」を満たす内容とすること。

### 1. 基本的な考え方

- (1) 施設の役割に次の点を持たせること。
  - ア LTC のこどもが親・きょうだいと共に安心して快適に過ごせる居場所を提供する
  - イ LTC のこどもに学びや遊び、他のこどもとのふれあいの機会を提供する
  - ウ 地域交流を通じ、LTC のこどもを取り巻く状況の普及啓発や理解の促進を行う
- (2) 施設の主な利用対象者を「小児がんや難病などの疾病等より生命を脅かされる状態にあるこどもとその家族」とすること。（事業開始後、利用実態や利用者のニーズに基づき、年齢区分などの利用要件を設けることは、本市の承諾を得た場合に限り可能とする。）
- (3) 居住地が仙台市内の方の優先利用を設定すること。

- (4) 地域連携に対する取組を実施すること。
- (5) 長期的な運営（30 年以上）が可能となるような収支計画とすること。

## 2. 公募条件

### (1) 関係法令等

施設の整備・運営にあたっては、「建築基準法」、「都市計画法」、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」、「消防法」その他関係する法令等を遵守すること。

事業計画が実現可能であるか、関係法令・条例等にかかる協議や手続きについて、応募前に応募者自らが必ず関係機関に確認すること。

### (2) 土地の貸付について

#### ア 土地の概要

整備地となる土地の概要は以下のとおり。

**所在地：仙台市泉区加茂一丁目 20-1**

|         |                            |                |             |
|---------|----------------------------|----------------|-------------|
| 面積      | 約 2,400 m <sup>2</sup> (※) | 区域区分           | 市街化区域       |
| 用途地域    | 第一種中高層住居専用地域               | 建ぺい率           | 60%         |
| 容積率     | 200%                       | 高度地区           | 第 2 種高度地区   |
| 立地適正化計画 | 居住誘導区域                     | 景観計画 区域ゾーン区分   | 郊外住宅地ゾーン    |
| 屋外広告物条例 | 第二種許可地域                    | 宅地造成及び特定盛土等規制法 | 宅地造成等工事規制区域 |
| 下水道処理区域 | 分流式処理区域                    |                |             |

(※) 施設の建設にあたり、隣地の加茂一丁目集会所と本施設の接道確保が必要となるため、事業者決定後に本市と事業者の協議により具体的な貸付面積を決定する。

#### イ 根拠

市有地の貸付については、「仙台市財産条例」（昭和 39 年 3 月 25 日仙台市条例第 9 号）及び「仙台市公有財産規則」（昭和 39 年 6 月 19 日仙台市規則第 37 号）の規定によること。

#### ウ 契約

事業者を決定した後に、市有地の土地使用貸借契約を締結するもの。

#### エ 用途指定と期日

用途：こどもホスピスの設置及び運営に使用するものとする。

期日：令和 10 年 10 月末までに施設を開所（運営開始）すること。

#### オ 貸付期間

市有地の貸付期間は、土地使用貸借契約を締結した日から 30 年とする。

カ 貸付期間の終了

貸付期間の満了又は契約の解除により貸付物件を返還する場合、本市の指定する期日までに原状回復して引き渡すものとし、これに要する費用は事業者の負担とする。ただし、本市が原状回復の必要がないと認めた場合は、現状のまま返還することができるものとする。

キ 貸付料

本件市有地の貸付料は、こどもホスピスの用地として使用することを条件として、「こどもホスピス設置に係る普通財産の貸付けに関する貸付料の減額取扱要領（令和 8 年 5 月 14 日こども若者局長決裁）」の規定に基づき、10 年間は全額減免（無償）とし、10 年ごとに、市は事業者の財務状況等を踏まえ、必要に応じて貸付料を見直す。

ク 行為の禁止及び制限

事業者は整備した施設について、次に示す行為を行い又は第三者に行わせることはできない。

なお、当該敷地内において、禁止行為以外でエで示した用途以外の目的で使用する場合は、詳細内容について本市と協議を行い、許可を受けること。

- ① 政治的又は宗教的な用途で、施設利用者が対象となることが予想される勧誘活動及び普及宣伝活動等
- ② 物品販売（ただし、本市の承諾を受けたものは除く）
- ③ 騒音や悪臭など、周辺環境を著しく損なうことが予想される行為
- ④ 上記の他、支援施設との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

**（3）施設計画等に関する諸条件**

ア 騒音等に留意するなど近隣・地域に配慮し、地域の要望等には真摯に対応すること。

イ 地域への事前説明や施設建設後の内覧会等を実施し、施設の役割や事業内容等について広報を行うとともに、事業への理解促進や地域の施設や団体等との協力・連携など、良好な関係づくりに努めること。本市とも情報共有を図るため、市民向けの説明会等の実施の際は、日時・相手方・説明内容について、本市と共有すること。

ウ 構造設計に関しては、建築基準法で規定する耐震性を満たす建物とすること。

（木造の場合は Iw 値 1.0 以上、木造以外の場合は Is 値 0.7 以上）

エ 施設は、利用者同士の交流や本要項に定めるイベントの開催等が可能な施設規模とすること。

オ 公共性や周辺環境、周辺のまちなみとの調和を意識した建物の仕様とすること。

カ 敷地内にこどもが屋外で遊べるスペースを整備すること。

キ 近隣住民の支障となる路上駐車が生じないよう、イベントの開催等も踏まえ、事業運営に必要な駐車場（最低 12 台）を敷地内に整備すること。障害者等用駐車区画を必ず整備すること。駐車場は加茂一丁目町内会が必要時に使用できるものとする。

ク 敷地の入口（敷地北側）は、加茂一丁目町内会が使用できるものとし、またカで整備する屋外のスペースなど、地域から敷地内の利用の希望があった場合には、施設の運営に支障がない範囲

内で、スペースの貸出や開放を行うこと。

- ケ 敷地内（のり面を含む）の植木については、美観の保持、利用者の安全、防犯及び近隣への配慮という点から、剪定、除草、草刈り、病害虫防除、養生、冬囲い等適切な維持管理を行うこと。  
なお、敷地内の桜の木の伐採については、事前に市と協議し承諾を得ること。
- コ 利用者の安全確保や施設の機能保全のため、施設の出入口付近や敷地内の除雪を行うこと。

#### （４）工事に関する諸条件

工事の施工にあたっては、事業用地が住宅街であることを鑑み、夜間の工事は行わないなど、建設工事に伴う振動、騒音、安全等の対策を十分に行い、地域住民の住環境に配慮すること。また、本公募による候補事業者と選定された後かつ建設工事の着工前に、地域住民に対し建設工事に関する説明を丁寧に行うとともに、工事期間中も苦情や要望があった際には迅速かつ丁寧に対応すること。

#### （５）人員配置について

ア 子どもホスピスの運営にあたっては、下記のとおり職員を配置すること。

なお、子どもホスピスの人員配置についての法令等が整備された場合には、これを遵守すること。

##### ①施設の管理・運営を統括する職員

施設の維持管理や事業運営、人事労務管理の統括を行う。また、利用者が主に受診している医療機関等と子どもホスピス事業にかかる情報共有や連携・協力を進めるための関係構築、また町内会など地域の団体及び LTC のこどもの支援に関わる団体・機関等との連携・協力を進めるための関係構築を行う。

＜必要人員数＞

- ・ 1 名配置すること（常勤か非常勤かを問わず。施設の運営管理に支障がない場合は、当該法人の役員又は職員（②の職員を除く。）による兼務を可能とする。）。

##### ②施設利用者へのサービス提供を担う職員

医師、保健師、看護師、准看護師又は市がこれら有資格者と同様にサービス提供を担えると認める者（以下、「看護師等」という。）が、こどもの状態に応じた体験内容の検討や利用者の相談援助を行う。

＜必要人員数＞

- ・ 常勤の職員を最低 1 名配置すること。
- ・ 施設の開所時間（日中に利用者を受け入れ、サービスを提供する時間）中は、常勤・非常勤を問わず、最低 1 名常駐させること。

※ただし、宿泊サービスを提供する場合の開所時間外においては、職員を最低 1 名配置すること（22 時～翌朝 5 時までの時間帯は宿直勤務者での配置を可能とする。）。なお、この場合の職員は、施設の運営管理に支障がない場合は、看護師等以外の者でも可能とする。

### ③その他、施設の維持管理を担当する者等

設備や機器の保守・点検を行い、利用者やスタッフなど、施設に関わる人が安心安全に過ごすことができるよう施設の維持管理を行うなど。

＜必要人員数＞

- ・ 維持管理に必要な数
- ・ 外部委託・ボランティアなど直接雇用以外の者での従事も可能とする。

イ アの職員の確保が確実に見込める具体的な人員配置計画を作成すること。

### (6) 運営について

- ア 運営は、LTC のこどもの発達段階やライフステージ等に合わせた QOL の向上や家族の安らぎの確保を目的として、LTC のこどもとその家族の意思と人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、必要な支援を適切かつ効果的に行うこと。
- イ 事業者が所有する施設等について、保健衛生や防災など LTC のこどもの支援に必要な関係法令等を遵守のうえ、施設、設備等の全般の機能を良好に維持保全し、利用者が公平かつ平等に利用できるよう、十分配慮するとともに、創意工夫をもって施設等の管理運営を行うこと。
- ウ 開所日数や開所時間は、施設に求める役割を踏まえ、利用者の利便性に配慮して設定すること。ただし、施設の開所日数は最低 1 週あたり 4 日以上、開所時間は最低 1 日あたり 5 時間、最低 1 週あたり 20 時間を確保すること。
- エ 施設の開所日は、年末年始を除き、休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日）の開所を原則とし、休日に開所しない場合は市と事前に協議すること。具体的な開所日や開所時間は、運営体制や利用実態に基づき設定すること。
- オ 利用料を設定する場合は、事前に市と協議し承諾を得ること。その他事業者が利用者に対して金銭を求められることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払いを求められることができるものに限るものとする。なお、市有地が第一種中高層住居専用地域に該当し、旅館業法の適用を受ける施設の建設が認められていないため、宿泊料として金銭を求めることはできないこと。
- カ 利用者に対して、適切なサービスを提供できるよう、2（5）人員配置についてに基づく職員を適切に配置すること。
- キ 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な体制の整備や職員研修を行うこと。
- ク 利用者からの意見聴取を行い、利用者からの意見や苦情、要望に十分応えることの出来る運営体制を整えること。なお、施設の運営開始前に、想定される利用者を対象としてアンケート調査及び聞き取り調査等を実施し、ニーズや課題の把握を行うこと。調査結果を踏まえ、事業内容、運営体制等に反映させ、利用者満足度の向上に資する施設運営を図ること。

- ケ 施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民が参画可能なイベントの企画や地域活動への積極的な参加等を行うこと。
- コ LTC のこどもが主な利用者となる施設のため、「社会福祉施設等災害対応マニュアル（令和 7 年 10 月・仙台市健康福祉局）」等を参考に避難計画の策定や、避難訓練に取り組むなど、利用者の安全確保に配慮すること。
- サ 事故防止を図るとともに、事故等が発生した場合の対応や連絡体制についてマニュアルを作成するなど、利用者の安全確保及び本市への適切な報告に取り組むこと。また、利用者との責任分界点は明確になるようにし、同意書を作成する等トラブル防止に努めること。
- シ 利用者の急変など緊急時に対応できるよう、近隣の医療機関の情報収集に努め、必要に応じて協力・連携体制を確保すること。
- ス 運営にあたって保有する個人情報の保護等に関する法令、条例等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- セ 仙台市の補助金や民間団体の助成金等の他に、施設の維持管理や長期の運営資金等のための自己資金の確保に努めること。
- ソ 本事業は、こどもたちの福祉の向上を図ることを目的とするものであるため、事業用地において収益的事業を実施する場合は、営利目的ではなく、施設の利用者のための、もしくは地域と交流を図るための売店、飲食店の営業等、本事業の目的の達成のために補完的に行うものに限り、事前に市に協議し承諾を得て行うことができるものとする。
- タ 仙台市環境行動計画に準じて、環境負荷の低減に取り組むものとする。
- チ 施設の名称は、本市と協議して決定すること。

## **(7) モニタリングの実施**

土地の使用用途や施設の適切な運営、事業の質やサービスの向上を図ることを目的として、次のとおりモニタリングを行うこと。なお、具体的な実施方法や時期については、別途、協定書で定めること。

- ア 事業者によるセルフモニタリング
  - 利用者等から意見聴取を行う等により毎事業年度セルフモニタリングを実施すること。
- イ 本市によるモニタリング
  - 土地の貸借状況及び補助金の執行状況等については、毎年度、本市において確認を行う。また、施設の運営状況、事業の質及び提供されるサービス内容等に関する事業評価については、概ね 5 年に 1 回実施する。

## **(8) 私権の制限**

事業者は、事業者が所有する施設等の所有権を本市の承諾なく第三者に譲渡しないこと。また、事業者が所有する施設等を対象に本市の承諾なく第三者に私権を設定させないこと。

## (9) リスク分担

事業者決定後から事業終了までの間における主なリスクについては、次の負担区分とする。これ以外の項目に関する対応は、別途協議するものとする。

| リスクの種類   | 内容   | 市 | 事業者 |
|----------|--|---|-----|
| 法令変更     | 事業者が行う施設の整備・管理運営に影響のある法令等の変更                   |   | ○   |
| 物価変動     | 事業者決定後のインフレ・デフレ                                |   | ○   |
| 金利変動     | 事業者決定後の金利変動                                    |   | ○   |
| 税制変更     | 消費税（地方消費税を含む）、法人税等の税率等の変更                      |   | ○   |
| 資金調達     | 事業に必要な資金の確保                                    |   | ○   |
| 事業の中止・延期 | 本市の責任による中止・延期                                  | ○ |     |
|          | 事業者の責任による中止・延期                                 |   | ○   |
|          | 事業者の事業放棄・破綻                                    |   | ○   |
| 施設競合     | 同種施設との競合による利用者減、収入減                            |   | ○   |
| 需要変動     | 当初の需要見込みと異なる状況                                 |   | ○   |
| 施設損傷     | 施設、機器等の損傷                                      |   | ○   |
| 債務不履行    | 本市の契約・協定内容の不履行                                 | ○ |     |
|          | 事業者の事由による業務並びに契約・協定内容の不履行                      |   | ○   |
| 運営リスク    | 施設、機器の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク   |   | ○   |
| 第三者賠償    | 工事・維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合<br>※施設賠償責任保険に加入すること |   | ○   |
| 損害賠償     | 施設、機器の不備による事故                                  |   | ○   |
| 不可抗力     | 自然災害等による業務の変更、中止、延期                            |   | ○   |
|          | 自然災害等による地盤の復旧費用                                | ○ |     |

## (10) 確約書の提出

事業者決定後、事業者は、事業計画書の内容に沿って事業を進めることについて、速やかに確約書を提出すること。

## (11) 協定の締結

本市は、決定した事業者と細目の協議を行い、事業の実施条件等について、施設運営開始までに協定書を締結する。

## (12) 事業内容等の変更

事業者が、事業計画書に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、事前に本市と協議を行った上で、相当な理由が存すると認められる場合に限り、本市の承諾を得て事業の内容を変更することができることとする。

## 第3章 応募条件・応募方法

### 1. 現地見学会

下記のとおり、現地見学会を行う。

日時：令和8年6月12日（金）14時から

場所：仙台市泉区加茂一丁目20-1 ※駐車スペースあり。

参加方法：令和8年6月10日（水）17時までに、「現地見学会 参加申込書」（別紙1）を電子メールにより、下記提出先へ送付すること。（送信後要電話連絡。）

連絡先：健康福祉局保健衛生部医療政策課

Eメールアドレス：[fuk005522@city.sendai.jp](mailto:fuk005522@city.sendai.jp)

### 2. 説明会（参加必須）

本手続に関して、下記のとおり説明会を行う。なお、本事業への応募を行う場合は、参加必須とする。

日時：令和8年6月25日（木）14時から

場所：仙台市役所本庁舎6階 健康福祉局第4会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

参加方法：令和8年6月23日（火）17時までに、「説明会 参加申込書」（別紙2）を電子メールにより、下記提出先へ送付すること。（送信後要電話連絡。）

提出先：健康福祉局保健衛生部医療政策課

Eメールアドレス：[fuk005522@city.sendai.jp](mailto:fuk005522@city.sendai.jp)

### 3. 質問及び回答

(1) 質問方法 別紙3「質問書」に質問事項を記入のうえ、電子メールにより、下記提出先へ提出すること（送信後要電話連絡。）

(2) 提出先 健康福祉局保健衛生部医療政策課

Eメールアドレス：[fuk005522@city.sendai.jp](mailto:fuk005522@city.sendai.jp)

(3) 受付期限 令和8年6月30日（火）17時

(4) 回答方法 回答は、原則として令和8年7月3日（金）までに、本市ホームページに掲載する。

(5) その他 ア 質問に対する回答は、募集要項等の記載事項の追加又は修正とみなす。

イ 質問者の名称等は公表しない。

ウ 企画提案書提出者の選定基準、企画提案書の評価基準、審査に関する質問には回答しない。

#### 4. 参加表明

##### (1) 参加表明書類の提出

本手続への参加を希望する者は、参加資格を満たしていることを確認の上、次により書類を提出すること。

##### ア 提出書類

| 提出書類                | 補足事項  |
|---------------------|---|
| ①参加表明書（様式1）         |   |
| ②参加要件を満たす旨の誓約書（様式2） |   |
| ③役員名簿（監査役含む）（様式3）   |   |
| ④法人登記の履歴事項全部証明書     | 参加表明書を提出する日から前 90 日以内に交付を受けたもの。写し可。                               |
| ⑤市税の滞納がないことの証明書     | 参加表明書を提出する日から前 30 日以内に交付を受けたもの。写し可。                               |
| ⑥税務署発行の納税証明書「その3の3」 | 法人税、消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書。参加表明書を提出する日から前 30 日以内に交付を受けたもの。写し可。 |

##### イ 提出方法

- ① 電子データ（PDF）を、電子メールにより、下記提出先へ提出（送信後要電話連絡）するとともに、原本を紙により提出すること。
- ② 紙提出は、郵送又は持参とし、郵送の場合、事故等による未着については本市では責任を負わないため、書留郵便等の配達記録が確実に残る方法により送付すること。また、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く9時から17時までとする。

##### ウ 提出期限 令和8年7月9日（木）17時

※提出書類が上記期限までに到達しなかった場合は、本手続に参加できないものとする。

##### エ 提出先 〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎6階

健康福祉局保健衛生部医療政策課

電話：022-214-8196

Eメールアドレス：[fuk005522@city.sendai.jp](mailto:fuk005522@city.sendai.jp)

#### オ 留意事項

参加者の法人種別等によっては、上記アに記載した提出書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

### (2) 参加資格審査

参加表明書類の提出者が第1章3の参加要件を満たしているか、別紙4記載の「選定基準」に基づき審査を行い、令和8年7月15日（水）までに審査結果通知を電子メールにより送付する。

企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受け取った参加者は、指定の期日までに企画提案書を提出すること。（企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できない。）

### (3) 選定結果に対する質問への対応

企画提案書の提出者として選定されなかった者は、上記（2）により選定されなかった旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日（仙台市の休日を含める条例（平成元年仙台市条例第61号）に定める本市の休日（以下、「本市の休日」という。）を除く。）以内に、健康福祉局長に対して書面（電子データ可）により非選定理由の説明を求めることができる。

健康福祉局長は、非選定理由の説明を求められたときは、前述の期間の末日の翌日から起算して10日（本市の休日を除く。）以内に電子メールにて回答を送付する。

## 5. 企画提案

### (1) 企画提案書類の提出

上記4（2）により企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受け取った者は、次により書類を提出すること。

#### ア 提出書類（正本1部、副本各6部）

| 提出書類                  | 補足事項                       |
|-----------------------|----------------------------|
| ①企画提案書表紙（様式4）         |                            |
| ②法人の概要（様式5）           | 法人の概要がわかるパンフレット等があれば添付すること |
| ③定款、規約、規程その他これらに類する書類 |                            |
| ④事業計画書（様式6）           |                            |
| ⑤収支計画書（様式7）           | 内訳も含め全てA3判で提出すること。         |

|  |  |
|--|--|
|  | (※) 記載方法の留意事項について下記参照  |
| ⑥寄附合意書   | 寄附が財源に含まれる場合は、全ての寄附について任意様式にて合意書を提出すること。提出が困難な場合は、その理由を任意様式にて提出すること。 |
| ⑦企画提案書等を提出する日の属する事業年度の収支予算書                        | 任意様式にて提出すること。  |
| ⑧直近3か年の事業年度の事業報告書・財務書類等（活動計算書・貸借対照表・財産目録）及び財務諸表の注記 | 任意様式にて提出すること。  |
| ⑨労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類（⑫参照）                       | 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等                        |
| ⑩健康保険の加入を確認できる書類（⑫参照）                              | 年金事務所又は、健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近1回分）等                                |
| ⑪厚生年金保険の加入を確認できる書類（⑫参照）                            | 年金事務所又は、健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近1回分）等                              |
| ⑫労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書（様式8）          | 上記⑨～⑪について、加入の必要がない場合に提出すること。   |
| ⑬法人の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規程等）             | 任意様式にて提出すること。  |

(※) 留意事項

⑤収支計画書の作成にあたっては、年額 500 万円の補助を開所後 5 年間仮計上すること（施設に配置する看護師等の人件費への補助を予定しているが、補助は、市議会において当該予算が議決された場合に、予算の範囲内で決定されるものであり、この内容での補助金の交付を確約するものではない）。

イ 提出方法

- ① 正本及び副本の電子データ（PDF）を電子メールにより担当課へ提出（送信後要電話連絡）するとともに、正本及び副本の上記アに記載した必要部数を紙により提出すること。
- ② 紙提出は、郵送又は持参とし、郵送の場合、事故等による未着については本市では責任を負わないため、書留郵便等の配達記録が確実に残る方法により送付すること。また、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までとする。

ウ 提出期間 令和8年7月16日（木）から同年8月5日（水）17時まで

エ 提出先 〒980-8671  
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎6階  
健康福祉局保健衛生部医療政策課  
電話：022-214-8196  
Eメールアドレス：[fuk005522@city.sendai.jp](mailto:fuk005522@city.sendai.jp)

#### オ 留意事項

- ① 提出書類について、用紙サイズの指定がないものは、A4判で作成すること。
- ② 正本にのみ事業者名を記載し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ③ 提案内容は、述べようとする項目ごとに見出しを付すなど分かりやすく記載するとともに、本文は簡潔かつ明瞭に記述すること。
- ④ 企画提案書を作成する際の文字サイズは、10.5ポイント以上（図表中の説明にあつては、8ポイント以上）とすること。
- ⑤ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

## （2）参加を辞退する場合

参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、次により書類を提出すること。

ア 提出書類 辞退届（別紙5）

イ 提出方法 電子データ（PDF）を電子メールにより担当課へ提出（送信後要電話連絡）すること。

ウ 提出先 健康福祉局保健衛生部医療政策課  
電話：022-214-8196  
Eメールアドレス：[fuk005522@city.sendai.jp](mailto:fuk005522@city.sendai.jp)

## 第4章 企画提案の審査及び選定方法

### 1. 事業者の特定方法

- （1）本市が設置する審査委員会において、別紙4記載の「評価基準」に基づき企画提案書等の審査を行い、各審査委員の評価による合計点が最も高い提案者を特定する。
- （2）本手続における審査は、候補事業者によるプレゼンテーションにより行う。
- （3）各審査委員の評価による合計点が満点の6割に満たない場合は、事業者の特定を行わない。

とし、合計点が同点の場合は、審査委員会において協議の上、事業者を特定する。

(4) 審査委員会は非公開とする。

## 2. プレゼンテーションについて

(1) 実施日 令和8年8月28日(金)

(2) 実施会場 仙台市役所本庁舎6階 健康福祉局第4会議室(仙台市青葉区国分町3-7-1)

(3) 実施方法

ア 出席者は1提案につき4名以内とする。

イ 1応募者当たりの持ち時間は、30分以内(説明15分、質疑応答15分)とする。

ウ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等を基本として実施すること。

エ モニター等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) その他 プレゼンテーションの実施時間については、様式1参加表明書に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

## 3. 審査結果の通知

令和8年8月31日(月)に提案者全員に対し、特定又は非特定の理由を付した通知を電子メールにより送付する。

## 4. 特定結果に対する質問への対応

最も優れた提案者として特定されなかった者は、上記3の特定されなかった旨の通知を受けた日の翌日から起算して、7日(本市の休日を除く。)以内に、健康福祉局長に対して書面(電子データ可)により非特定理由の説明を求められることができる。

健康福祉局長は、非特定理由の説明を求められたときは、前述の期間の末日の翌日から起算して10日(本市の休日を除く。)以内に電子メールにて回答を送付する。

## 5. 失格要件

応募書類を提出した者が次のいずれかに該当したときは失格とする。なお、失格となった参加者が提出した応募書類はすべて無効とする。

(1) 本手続の期間中に上記第1章3の参加要件を満たさないこととなったとき

(2) 応募書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき

(3) 応募書類の提出が、第3章4(1)ウ及び第3章5(1)ウの提出期限に遅れたとき

(4) 企画提案書の内容が明らかに募集要項の内容を満たしていないとき

(5) 本手続の期間中に指名停止を受けたとき

(6) 審査の公平性を害する行為があったと本市が認めるとき

## 6. その他留意事項

### (1) 基本事項

本手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

### (2) 提出データ及び提出書類の取扱い

- ア 提出されたデータ等の返却は行わない。
- イ 提出されたデータ等は、提案者に無断で企画提案書の提出者の選定並びに最も優れた提案者の特定に関する業務以外の目的では使用しない。
- ウ 仙台市は、審査及び庁内等での説明のため、提出されたデータ等の写しを作成し使用することができるものとする。
- エ 提出期限後における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の担当者等の変更は、健康福祉局長が真にやむを得ないものと認める場合を除き、認めない。
- カ 提出されたデータ等は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年12月15日仙台市条例第80号）の対象文書となる。

### (3) 費用負担

提出物の作成及び提出並びにヒアリングへの対応に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

### (4) 指名停止等

参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載をしたこと、その他不正な行為をしたことにより失格となった者に、指名停止その他の措置を講ずることがある。

### (5) 事業者の公表

契約締結後、公募で特定した事業者を仙台市ホームページで公表する。

## 7. 担当部局

- ・ 仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課  
所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎6階  
電話：022-214-8196（直通） FAX：022-214-4446  
Eメールアドレス：[fuk005522@city.sendai.jp](mailto:fuk005522@city.sendai.jp)
- ・ 仙台市子ども若者局子育て支援推進部子ども家庭保健課（共管）